



“わたしたちの社協の一押し事業 2017”



生活困窮者自立相談支援事業

／山武市社会福祉協議会

事業名：生活困窮者自立相談支援事業
○具体的な内容・中身 ・生活・就労相談室に支援員を配置し、生活困窮者が抱えている不安や困りごとの相談を受け、本人の状態に応じた包括的な支援事業を行っている。
○その事業を始めたきっかけ ・市との協議により、平成27年度から委託事業として実施している。
○事業の特長、特に強調したい点 ・何らかの理由により生活に困窮している方々のために初期相談窓口として市役所社会福祉課内に設置。 ・相談者の強みを生かし自尊心の回復を図るとともに、寄り添い支えていく伴奏型支援を展開する。
○事業の財源と事業費の内訳、業務量（事務量、負担感・協力者の人数等） ・財 源：市委託金（人件費2名及び事務費） ・業務量：新規相談者や継続支援の必要な方が多く、事務量が多くなっている。また、相談内容が多岐にわたっているため、支援が終了となるケースが少ない。
○事業の効果、住民・関係者からの評価 ・これまで複数の問題を抱える方に対し、縦割りで行われてきた相談窓口が一本化され、相談援助がスムーズに行えるようになった。 ・市社協がこの事業を受託したことにより、新たな社会資源の開発や地域住民を巻き込んだ支援体制の構築、フットワークの軽さなど、社協ならではの強みを生かした支援が期待されている。
○今後、同じような活動を始めるときのヒント・アドバイス ・社会福祉協議会は長年、住民を巻き込んだ地域福祉活動に取り組んできた団体であり、地域の社会資源や実情を熟知し、インフォーマルな資源開拓に長けている。これらを支援に有効的活用することにより相談者を取り巻く社会環境を改善し、自立に向けた新たな道が開けるのではないかと感じている。
この事業に関する問合せ先：山武市社会福祉協議会（担当：加瀬和也） ☎0475-80-1301

（平成29年3月29日作成）

平成27年4月1日から

生活困窮者への支援制度が始まりました。



山武市内にお住まいで、様々な事情により生活にお困りの方を対象とした相談窓口を開設しています。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

(窓口に来られないときは訪問することもできます。)

**相談
無料**

裏面もご覧ください

① なるべく事前に相談日の予約をしてください

- まずは、下記までお電話ください。

② 困っていることを何でも話してください

- 相談の内容によっては、適正な対応がとれる専門機関へつなげます。

③ 自立に向けた支援計画を立てます

- 抱えている課題を分析し、必要な支援を考えます。
- 希望を尊重しながら必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン（自立支援計画）を一緒に策定します。

④ 自立のために一緒に目標に取り組みましょう

- 問題を解決するために、必要な関係機関と連携して支援を行います。
- 状況に合わせて継続して支援します。

自立相談支援事業	住居確保給付金
<p>あなただけの支援プランを作ります。</p> <p>生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは下記の「生活・就労相談室」にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p>	<p>家賃相当額を支給します。</p> <p>離職などにより住居を失った方、又は失う恐れの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。</p> <p>※支給には、一定の条件があります。</p>

【ご相談・お問い合わせ】

せいかつ ・ しゅうろうそうだんしつ

生活・就労相談室

〒289-1392 山武市殿台296番地 山武市役所 社会福祉課内

電話：0475-80-1301 FAX：0475-80-2255

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

※本事業は社会福祉法人山武市社会福祉協議会が山武市より委託を受けて実施しています。